

『公共政策研究』(日本公共政策学会年報)投稿規程

執筆者(投稿者)は、本投稿規程および以下にあげる執筆要領ならびに倫理綱領を熟読し、これらを遵守してください。投稿規程および執筆要領ならびに倫理綱領に従わない原稿は受理されません。なお年報は2001年度からブック形式で発行されていますが、ホームページ等への掲載も含めた電子化作業は継続します。

1. 投稿資格

本誌は日本公共政策学会の機関誌です。投稿者(共著の場合には投稿者全員)は当学会の会員に限られます(以前は非会員も投稿可能であったが、2004年度より変更)。投稿できる論文は、共著の場合も含めて、1人につき1本のみです。

2. 原稿の種別等

- (1) 本誌の投稿原稿は、公共問題、公共政策、政策研究、政策学およびこれらに関連した領域のものになります。本誌の投稿論文は査読を要するものとし、査読は学術委員会の下に設けられた分野別の査読小委員会を中心に行います。査読小委員会の担当を決めるために、投稿者は、①法律、②経済・財政、③政治・国際関係、④行政・地方自治、⑤数理・統計、⑥その他総合政策、のうちからひとつの分野(必要があれば複数の分野)を指定してください(複数の分野を指定する場合には優先順位を付すこと)。ただし、指定された分野と、実際に担当する査読小委員会が異なる場合があります。
- (2) 本誌には、「特集論文」「投稿」「大会報告」「書評」等の各欄が、毎年度の編集方針に基づいてありますが、募集するのは「投稿」です。「投稿」には、「論文」と「資料・解題・レビュー・報告等」の2区分を設けます。「論文」は、学術研究による知見の新しさやオリジナリティをもつ論説です。「資料・解題・レビュー・報告等」とは、調査結果やデータのとりまとめ、研究として一定のまとまりがある論文に至る過程の中間アウトプットの研究ノート、各種の資料・調査の解題・解析、先行研究のレビュー、政策実務者による参与観察的なレポートなど、純粋な学術論文としてのオリジナリティは高くなくとも、資料的価値の高い論考など、学会の共有財産として価値の高い論考を意味します。投稿者は、「論文」と「資料・解題・レビュー・報告等」のどちらの区分に投稿するのかを明確にして投稿してください。
- (3) 投稿原稿は、日本語または英語で書かれた未発表のものに限ります。他の雑誌などに掲載されたものや現在投稿中のものは投稿できません(Web上に掲載された論文を含む)。原稿が全く同一ではなくとも、その内容がきわめて類似していると判断される場合、またはいわゆる「サラミスライス」に該当する場合は二重投稿とみなされますので、くれぐれもご注意ください。なお、本学会または他学会での報告論文、Proceedings論文、ワーキングペーパー、ディスカッションペーパー、科学研究費補助金等の報告書、大学の

学士論文・修士論文・博士論文については例外的に二重投稿とはみなしませんが、関係を明らかにするために適切な引用をおこなったうえで関連する論文を添えて投稿してください。ただし、学会報告論文、Proceedings 論文、ワーキングペーパー、ディスカッションペーパーであっても、査読を経て公表されたものについては二重投稿とみなします。ご不明な点がある場合には学術委員会まで問い合わせてください。

- (4) 投稿原稿は学術委員会が委嘱した匿名査読者（レフェリー）によって査読が行われます。査読結果を踏まえて学術委員会が最終的に掲載の可否を決定します。
- (5) 査読は、投稿者が指定した「論文」または「資料・解題・レビュー・報告等」の区分に応じて行います。査読結果によって、「論文」ではなく「資料・解題・レビュー・報告等」として掲載可となることはありません。また、査読の過程で、再査読を要する修正が求められた場合には再査読が行われます。ただし、再査読は掲載を認めるものではなく、再査読を踏まえて学術委員会が最終的な掲載の可否を決定します。
- (6) 本誌掲載原稿の著作権は、日本公共政策学会に帰属します。掲載された原稿を執筆者が他の著作等に収録・転用する場合には、文書で日本公共政策学会事務局に通知し、許可を得てください（様式自由）。

3. 投稿の方法および期日

- (1) 投稿に際しては、投稿原稿本体とは別に、以下の（ア）から（キ）の内容を明記した文書（様式自由）を添付してください。同文書は、投稿原稿とともに、電子メールの添付ファイルにて、学術委員会事務局あてに、提出締切日までに送信してください。
 - （ア）氏名・所属
 - （イ）連絡先（所属先あるいは自宅住所、電話番号、メールアドレス）
 - （ウ）論文題目
 - （エ）分野 以下の①～⑥のうちから原則1つを指定すること（必要があれば複数）
 - ①法律、②経済・財政、③政治・国際関係、④行政・地方自治、
 - ⑤数理・統計、⑥その他総合政策
 - （オ）区分 以下のうちいずれかを選択すること
「論文」または「資料・解題・レビュー・報告等」
 - （カ）本論文が未発表かつ二重投稿でないことの自己申告
 - （キ）日本公共政策学会倫理綱領を遵守することの宣誓
(研究倫理に反することのないことについての自己申請)
- (2) 投稿原稿の提出締め切りは、各年度の学術委員会が定めます。執筆要領に従った完全原稿の PDF ファイルを学術委員会事務局宛に電子メールでお送りください。
- (3) 投稿原稿は執筆者匿名で、匿名査読者にそのまま送付されますので、原稿中から執筆者の名前を判読できそうな箇所を削除するか、または伏せ字にしてご提出下さい（この規定に反した投稿は、査読せずに不掲載とする場合がある）。

- (4) 原稿は返却いたしません。
- (5) 再査読の場合、(3)および(4)が準用されます。再査読原稿の提出締切日は、別途、学術委員会から指定します。
- (6) 掲載可となった方には、ただちに電子ファイル（電子メールの添付ファイル等）で入稿原稿を提出していただきます。原稿は一般的なワープロソフトで作成してください。

4. 執筆要領

(1) 原稿の長さ

原稿の長さは、20,000語以下とします。語数には表題・図表・注・文献リスト・和文要約を含みますが、英文要約は含みません。

(2) 要約とキーワード

原稿には和文要約（600語程度）および英文要約（400語以内。英文タイトルも語数に含む）をつけて下さい。各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5のキーワードを明記して下さい。

(3) 書式

原稿の書式は以下のルールに従ってください。

ア) 投稿原稿はA4版サイズ、40字×30行で作成してください。各頁には、通し番号を付けてください。

イ) 投稿原稿は、表題・和文要約・キーワード・本文・注・引用文献・図表・英文タイトル・英文要約・英文キーワードの順序で構成してください。

ウ) 投稿原稿が掲載可となった場合には、ただちに完全原稿の電子ファイルの提出をお願いします。その際、注および図表の位置、特殊な指示などは朱書してご指定ください。また特殊な環境で作成した原稿の場合（microsoft office 以外の場合）には、使用したハードウェア、ソフトウェア、外字や特殊機能の有無も示してください。

(4) 表記法

ア) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ「1.」「1.1」「1.1.1」のように記してください。

イ) 英数字は半角文字を用います。「,」「。」「()」「=」などの記号類は全角文字を用います。ただし、欧文中の記号類は半角文字を用います。

ウ) 年号表記には原則として西暦を用います。元号を使用する場合は、「2015年（平成27年）」のように記してください。

エ) 外国人名や外国地名はよく知られたものの他は、初出の箇所にその原綴りを、「カツツェンスタイン（Peter J. Katzenstein）」のように記載します。

オ) 文章中の読点は和文も欧文もカンマ（,）とします。ただし和文の句点は（。）です。

(5) 図表・写真

ア) 図表・写真は、執筆者の責任において電子ファイルで作成し、オリジナルおよび仕

上がり寸法大のコピーも原稿とともに提出ください。なお、図表・写真について印刷所にて費用が必要な場合には、執筆者にその費用を負担していただく場合があります。

イ) 図表の頭に、「図1 世界の生態系 (2025年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 環境省編(2025:引用頁)。(参考文献一覧に「環境省編(2025)『令和7年度 環境白書』日経印刷。」を掲記)のように、引用した文献を示してください。

ウ) 図表・写真の挿入位置は原稿中に明記してください。大きさに応じて A4 版用紙の 1/4 頁大 (400 語相当)、1/2 頁大 (800 語相当) 等と語数換算します。

(6) 注・文献引用

ア) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号「1, 2, ...」のように半角数字を用いて記し、本文の最後にまとめて記載してください。

イ) 引用文献の参照形式および文献リストの書き方は、原則としていわゆる社会科学方式 (APA スタイル) に従い、本文中には「Schmitter (1979:13=1984:20)」のように、「著者名 (原著発表年: 原著引用頁=邦訳書刊行年: 邦訳書引用頁)」と記します。

ウ) 文献リストは、著者名 (日本語文献はあいうえお順、外国語文献はアルファベット順)、発表年、論文名、書名・雑誌名、出版社名、巻号: 所在ページの順で記載します。和文献は書名・雑誌名を『』で、論文名を「」で括ります。欧文書名・雑誌名はイタリック体にするか下線を引きます。和文献の場合、文献情報の末尾に、句点 (。) をつけます。外国語文献の場合、文献情報の末尾に、ピリオド (.) をつけます。

エ) 写真、図版を他の文献から引用、転載する場合は、著者自身が事前に著作権者から許可を得てください。学会は投稿論文中の引用許諾については責任を負いません。

(7) 校正

英文のチェックは、執筆者各自の責任において行ってください。入稿後の校正は一回のみで、それ以上は受け付けません。入稿後に修正できるのは、印刷データ化にともなう必要な点のほか、事実や語句の誤りのみとします。また不明な点や、上記の執筆要項に従うことのできない事情のある方は、学術委員会事務局にお問い合わせください。

(8) 電子化関係

年報に掲載された論文は出版から1年以上が経過したのち、電子化されて、ウェブサイトで公開されます。投稿論文、特集論文を問わず本誌に掲載される原稿の執筆者は、特段の事情がない限り、電子化および公開について了承したものとみなします。この件については、不明な点があれば、学会事務局までお問い合わせください。